

令和6年度

下志賀地区飲料水供給施設浄水場築造工事

①特記仕様書 (1/2)

②特記仕様書 (2/2)

ステンレス・パネルポンプ室付ポンプ井

かつらぎ町役場 環境課

第1章 総 則

1. 本工事の施工に当たっては、契約図書、和歌山県土木工事請負必携（以下「工事必携」という）、仕様書、和歌山県共通特記仕様書（以下「共通仕様書」）及び本特記仕様書に基づき実施する。
2. 本工事に使用する工事関係提出書類は和歌山県に準じるものとする。
3. 仕様書、本特記仕様書、工事必携・共通仕様書等の内容が矛盾する場合や、設計図書の内容が現場と相違する場合などは、必ず監督員に報告し、指示をうけること。
4. 契約金額 500 万円以上の工事については、契約後 10 日以内（土・日・祝日を除く）にコリンズの登録を行うこと。
5. 請負者は、施工前に契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実を確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
6. 請負者は、契約後速やかに工程表、施工計画書等の工事必携に記載されている提出書類を提出すること。
7. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行えるものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が請負者に口頭による指示を行えるものとする。その場合には、後日書面により監督員と請負者の両方が指示内容等を確認するものとする。

第2章 工事内容

1. 工 事 場 所： 伊都郡かつらぎ町大字 志賀 地内
2. 工 事 概 要： この工事の概要は次のとおりである。
場内造成工 一式
ポンプ室付配水池築造工 一式
その他 配管工、擁壁工、舗装工 一式
3. 工 事 数 量： 別紙工事数量総括表のとおりである。

第3章 一般事項

1. 工事用地等の使用（工事用地区域外への立ち入り）
請負者は、工事用地区域外へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。又、立ち入り後は所有者の要望通りに請負者が責任を持って対応すること。尚、その費用については請負者の負担とする。
2. 県産品建設資材の利用拡大
一般資材において、規格・品質が条件を満足するものについては、県内製品の優先使用に努めること。
3. 現場における責任の明確化について
現場代理人、主任（監督）技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。

第4章 現場条件

1. 基礎地盤の支持力に関する確認

請負者は、構造物及び舗装の基礎地盤の支持力の確認を行うこと。尚、支持力が十分でない場合は請負者が責任を持って対応し、その費用については請負者の負担とする。

2. 第三者に対する措置

- (1) 現場出入口において、重機等工事関係車両の通行に十分注意を払い、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般通行車及び歩行者の安全に万全を期すこと。
- (2) 請負者は施工前に、地元自治区民に対し回覧板や工事予告看板等で十分に周知する事。
- (3) 地元車両は、優先的に通行させること。
- (4) 降雨等により土砂が事業区域外に流入しないよう十分な排水対策を行うこと。
- (5) 夜間については赤色電気チューブ等を設置し、安全対策を行うこと。
- (6) 毎作業終了ごとに単管バリケード等で施工箇所を囲み、部外者が施工箇所へ立ち入りできないように対策を行うこと。

第5章 施 工

1. 一般事項

工事測量及び設計図書の照合

- (1) 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、測量標(仮BM)の設置に当たって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- (3) 請負者は、用地中杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地中杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- (4) 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- (5) 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

尚、報告を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は請負者の負担とする。

2. 土 工

(1) 降雨対策

- ・毎日の盛土作業終了時には、必ずまき出した土の転圧を完了させ、転圧面は降雨の排水を考慮した形状とし排水が良好に行われるようにすること。
- ・工事完成断面においても、降雨の排水を十分考慮し法面が荒れないような処理を行っておくこと。

また、計画道路上に雨水等が溜まることのないようにすること。

(2) 舗装版及び構造物取壊

取壊し着手前に、取壊し量が確認出来るよう展開図を作成し、写真で管理すること。

(3) 埋戻

埋戻は 30 cm毎に振動コンパクタ及びランマ等で十分転圧し施工すること。なお、作業状況が解るようスプレー等で埋戻厚を明示し写真で管理すること。

また、仕切弁や消火栓など下がりやすい場所については、十分注意し施工すること。

第6章 施工管理

施工管理基準

本工事の施工管理は、「和歌山県土木工事施工管理基準」によるものとする。

第7章 条件変更の補足事項

本件工事の施工について、施工条件が設計図書等と異なる場合、または、設計図書等に記載されていない場合の変更に該当する主な事項は下記とする。

1. 地下埋設物
2. 異常な湧水
3. その他やむを得ないと判断される事項

第8章 残土及び建設副産物について

1. 請負者は、本工事の施工により発生する建設副産物を、再資源化施設に搬出するものとする。
2. 請負者は、再資源化処理業者及び最終処分業者と書面にて委託契約を締結し、契約書の写し、受入伝票及びマニフェストを監督員に提出するものとする。

第9章 その他

1. 本仕様書に定めなき事項又は、本件工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議するものとする。
2. 工事施工にあたり、道路、その他構造物に損害を与えないように十分注意して施工を行うこと。
工事施工により用地及び埋設管の破損、又はその他の物件を破損した場合は、原形の状態に速やかに復旧し、監督員の検査を受けること。復旧費用は請負者の負担とする。
3. 設計図面の訂正及び変更については、請負者が責任を持って必ず対応すること。
4. 工事前に測量杭及び地籍杭や明示杭の控え杭をとり、施工後には各測点杭、地籍杭、明示杭、を座標により復元すること。また、布設管の明示ピンを設置すること。
5. 工事施工によって生じる用地交渉や畑・立木等の補償は請負者が行いその費用についても請負者の負担とする。
6. 道路敷地内には各種工事材料(資材)を放置しないこと。特に一時使用の必要が生じたときは、道路管理者に対し道路占用許可を提出すること。
7. 工事現場内への資材搬入については、道路法に基づく通行車両を使用すること。
8. 本工事が起因となり車庫等の出入りに支障を来たす場合は仮駐車場を確保すること。ただし、交渉及び仮駐車場等に要した経費については、請負者の負担とする。
9. 請負代金の中間(部分)払いを必要とする場合は、少なくとも45日前までに打合せ簿にて申し出ること。
10. 水道管の仮設及び本設工事の切り替え等については、少なくとも7日前までに申し出ること。
ただし金土日・祝日は除くものとする。

- 1 1. 水道管水圧試験については、「水道施設設計指針」にならい行い、水圧0.75MPa、チャートは4時間以上記録すること。
その他計測に関し監督員の指示に従うこと。ただし、これらに要した費用は、請負者の負担とする。
- 1 2. 給水工事については、かつらぎ町指定工事店により施工し、既設給水管の一部を更新した場合は、町指定の給水装置工事申請書及び図面・写真を作成し速やかに提出すること。また、未給水箇所については既設管を閉栓し、給水装置を設置した場合は、その件数毎に「給水装置工事申込書」を作成し提出すること。
- 1 3. 試掘等の段取り（日程調整）及び施工は請負者で行い、これらに要した費用も請負者の負担とする。
- 1 4. 日曜、祝祭日の工事については原則施工しないこと。
- 1 5. 工事用地から土砂や重機を搬出する際には、一般道を汚すことのない様、対策を講ずること。
万が一、道路を土砂等で汚した場合は必要に応じて路面洗浄を行うこと、その費用について請負者の負担で行うこと。
- 1 6. 道路を規制（通行止め、片側通行）する場合は、事前に地元自治区に対し十分に周知するとともに、道路使用許可申請書を提出すること。また、伊都消防組合に対し、通行制限依頼書を提出すること
- 1 7. 工事各種保険
 - (1) 請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事施工に伴い第三者に与えた損害を補償する保険に加入すること。
 - (2) 請負者は工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
なお、請負者は上記保険の証券等（契約内容がわかるもの）の写しを監督職員に提出すること。
- 1 8. 工事施工に伴い、次の関係機関と十分に協議を行い、関係機関と協議した内容を打合せ簿にて監督員に報告すること。
尚、関係機関との協議や調整を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は、請負者の負担で対応すること。

(1) かつらぎ警察署 (TEL0736-22-0110)

※道路使用許可申請及び通行規制について

(2) 伊都消防組合 (TEL0736-22-0119)

※通行制限依頼書について

(3) かつらぎ町役場建設課 (TEL0736-22-0300)

※道路の復旧範囲について

(4) かつらぎ町役場環境課 (TEL0736-22-0300)

※ゴミ収集車（可燃・不燃物）の収集ルートや、ゴミ集積場所について

(5) かつらぎ町役場上下水道課 (TEL0736-22-6566)

令和6年度

下志賀地区飲料水供給施設浄水場築造工事

②特記仕様書 2/2

ステンレス・パネルポンプ室付ポンプ井

かつらぎ町役場 環境課

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第2節 共通事項

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

第3節 他 事 業 体 の 検 査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、かつらぎ町「下志賀浄水場」のうち、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本町水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間成形ステンレス鋼形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼溶加棒, ソリッドワイヤ及び鋼帯
	JIS Z 3323	ステンレス鋼アーク溶接 フラックス入りワイヤ及び溶接棒

(2) 指針

水道施設設計指針 ((社)日本水道協会)

水道施設耐震工法指針 ((社)日本水道協会)

建築基準法施行令 ・ 国土交通省告示

鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)

建築設備耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター)

1.1.3 施工適用

(1) 配水池本体築造工

- (ア) 受台工 コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。
- (イ) 底板工 パネル全溶接及び不動態化处理。
- (ウ) 側版工 //
- (エ) 天井版工 //
- (オ) 内部補強工 補強材組立。
- (カ) 付帯工 タラップ・マンホール・通気口・内部配管等の取付。
- (キ) 保温工 保温・ラッキング取付。

(2) 配管工

- (ア) 地元住民が使用されている飲料水の引込み配管及び設備等に影響を与えないように、また、給水の支障が出ないように、細心の注意を払って工事を行うこと。
- (イ) 本工事施工現場への工事車両進入に際して、支障が出たことによる施工方法の変更については、本町監督員との協議の上、了解を得た後に工事を行うこと。
- (ウ) 廻り配管のフランジは、JIS10K フランジとする。なお、SUS 管と鋼管・鋳鉄管の接続にあたっては絶縁フランジとする。
- (エ) フランジの取り合いに用いるボルトナットは全て SUS 製とすること。また、SUS 管と鋳鉄管の取り合い部分に関してのみ絶縁ボルトを使用すること。
- (オ) 配管支持は架台 (SUS) 等により確実にを行うこととし、必要に応じて配管支持の補強を行うこと。
- (カ) コンクリート舗装において既設側溝との摺り付けを行うとともに、水溜まりがでないように排水勾配をつけること。
- (キ) 他工事との連絡調整を密にし、適切な現場管理、工事管理を行うこと。

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書 類

- (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）
- (イ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図 面

- (ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）
- (イ) 各種配管、据付施工図面
- (ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

第2節 共通事項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体及び架台

- (ア) ステンレスパネルの形状は、中心部を膨らませ、内、外圧に強い構造とし、ステンレス板をバルジプレスで成型したパネルを溶接にて接合し、組立てたものとする。
- (イ) ステンレスパネルの形状の標準は、1000 mm×1000 mm、1000 mm×500 mmとするもので、縁端は内側に 30 mm程度折曲げる。この折曲面は、各パネルが均一に接合できるよう平滑であること。
- (ウ) パネルの溶接はすべて耐震性及び防水性を考え、内面の折曲げ端部全ラインとする。
- (エ) 配水池のパネル材質は、天井及び側最上部は、SUS329J4L とし他は SUS444 とする。
- (オ) 水槽の補強は、ステンレス製鋼材とし内部補強方式とする。天井版と底板と側版及び柱、梁で構成するものとし、溶接接合とする。
- (カ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。
- (キ) 受台部は周材を SUS304 とし、その他を SS400 とし、溶融亜鉛メッキ仕上げ (HDZT49 以上) とする。
- (ク) 保温は 30mm発泡ポリスチレンの上 0.8mmアルミラッキングとする。

(2) 付属施設

(ア) 配管材質は SUS 製とし、パネル貫通部は溶接する。

(イ) 内タラップは、SUS329J4L、外タラップは SUS304 とする。

(ウ) マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

1.2.2 施 工

(1) ステンレスパネル

(ア) パネルの現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化処理（酸洗：ラスノン等）を行う。

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨架台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをTIG溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 3821の試験に合格した者でなければならない。

(2) 形状寸法

(ア) 容 積	20.0 m ³
(イ) 寸 法	配水池 3,000×5,000×2,000H ポンプ室 4,000×5,000×2,000H
(ウ) HWL	+ 351.79
(エ) LWL	+ 350.45
(オ) その他	設計図による。

(3) 耐 震

地震係数 $Kh_2 = 0.39$ (1種地盤時)

(4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材による SUS329J4L、SUS444、SUS304、SUS304A」 板厚 1.5～2.5 mm

(5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼溶加棒、リットワイヤ及び鋼帯、JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接 フラックス入りワイヤ及び溶接棒」による。

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

中間・完成検査は、本町工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが請負者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。